

豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、訪問系介護サービス事業所又は訪問系障害福祉サービス事業所等（以下「訪問系介護・障害福祉サービス事業所等」という。）がエネルギー価格の高騰による光熱費高騰の影響下にあることを受け、予算の範囲内で支援することにより、経営の安定化を図り、もって訪問系介護サービス及び訪問系障害福祉サービスの安定的な提供体制を維持することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、令和5年10月1日において、別表第1に掲げる訪問系介護・障害福祉サービス事業所等を市内に設置し、かつ、当該事業所等において訪問系介護サービス又は訪問系障害福祉サービスを提供するものであって、市長が適当と認めるものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、それぞれの訪問系介護・障害福祉サービス事業所等の区分に応じて、別表第2に掲げる額とする。

(支援金の交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(支援金の交付決定の通知)

第6条 規則第5条第2項の規定による支援金の交付決定の通知及び規則第11条の規定による支援金の額の確定の通知は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2）（以下「決定通知書兼確定通知書」という。）によるものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた支援事業者は、豊橋市介

護・障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援金交付請求書（様式第3）により、支援金を請求し、その交付を受けるものとする。

（支援金の交付の条件）

第8条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- （1） 支援事業者が、本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が当該訪問系介護・障害福祉サービス事業所等の役員となっていないこと。
- （3） 支援事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- （4） 支援金の交付は、この要綱の施行の日からこの要綱が失効するまでの期間において、同一の訪問系介護・障害福祉サービス事業所等に対し、1回限りとすること。
- （5） その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、支援事業者が、決定通知書兼確定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年2月16日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき同日までに交付の申請がされた支援金については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

訪問系介護サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
訪問系障害福祉サービス事業所	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所及び行動援護事業所
相談系障害福祉サービス事業所	計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所及び地域定着支援事業所
地域活動支援センター	地域活動支援センター

別表第 2（第 4 条関係）

訪問系介護サービス事業所	5 千円
訪問系障害福祉サービス事業所	5 千円
相談系障害福祉サービス事業所	3 千円
地域活動支援センター	5 千円